

ホテルメルパルクドレスサロン貸衣裳約款

メルパルク株式会社が運営するホテルメルパルクドレスサロン（以下、「当社」といいます）では、貸衣裳のご利用について、次のとおり約款（以下、「本約款」といいます）を定めておりますので、予めご了承ください。また、本約款の内容・ご利用代金等に関しましては予告なく変更する場合がありますので、併せてご了承ください。

第1条（契約の内容）

1. お申込まいただきます契約は、お客様がお申込まになられる貸衣裳・その他貸付属品（以下、「貸衣裳等」といいます）の提供（以下「サービス」といいます）を受けていただけるよう当社が手配を行うものであり、お客様は当社と貸衣裳貸借契約（以下、「本契約」といいます）を締結いただくこととなります。
2. 本契約の内容・条件は、当社所定の予約明細書（以下、「本明細書」といいます）及び本約款によります。

第2条（貸衣裳等商品の定義）

1. 「A群商品」とは、打掛・振袖・ウェディングドレス・カラードレス・ゲストドレス・紋付・タキシード・テールコート・留袖・モーニング・略礼服・ジュニアドレス・訪問着等をいいます。
2. 「B群商品」とは、成人式中振袖・卒業式、謝恩会の中振袖、袴、無地着物、七五三等一定の季節や日時にご利用が集中する衣裳をいいます。
3. 「C群商品」とは、衣裳小物をいいます。

第3条（お申込み時のご注意）

1. 貸衣裳等の貸出し期間は、通常挙式の当日1日となりますが、別途申し込みにより、持ち出しのみに限りご利用日の前後各1日の合計3日間の貸出しを認めることもできます。なお、二次会での使用や貸出し期間の延長などにつきましては、別途延長料金などをお支払いいただく場合がございます。
2. お客様は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、貸衣裳等を取扱う義務を負います。
3. お客様は、貸衣裳等を、他の者に転貸又は使用させることはできません。
4. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、お申込みをお断りさせていただきます。
 - (1) お客様が、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (2) お客様が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又はその関係者・その他反社会的勢力であることが判明したとき
 - (3) お客様が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたときまたはそのおそれがあるとき
 - (4) お客様が当社に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行なったと認められるとき
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により本契約の義務を遂行することができないおそれがあるとき

第4条（契約の成立）

1. お客様には、本明細書に署名をいただいた日から7日以内に申込金をお支払いいただき、

その申込金を当社が受領した日をもって契約成立日とします。サービス代金が申込金に満たない場合は、サービス代金全額を申込金としてお支払いいただきます。なお、申込金については当社の他の商品に関する契約（以下、「別件契約」という）が成立しており、すでに別件契約に基づき申込金を当社が受領している場合かつ別件契約に係るサービス代金残金の支払期日を迎えていない場合、当社は当該申込金を受領いたしません。

2. 当社は、電話による本契約の予約申込を受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、本条 1 の定めにより本契約は成立いたします。
3. 申込金は、サービス代金及び取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として、本契約及び一切の別件契約のうち支払期日を迎える順に繰り入れさせていただきます。

第 5 条（サービス代金の支払い）

お客様には、ご利用日から起算してさかのぼって11日目にあたる日より前にサービス代金全額をお支払いいただきます。ご利用日から起算してさかのぼってから11日目にあたる日以降にお申込の場合には、当社がその都度指定いたします期日までにお支払いいただきます。ただし、当社の挙式プランに基づく挙式・披露宴契約に貸衣裳等が含まれる場合（以下、「挙式契約」といいます）は、挙式契約における代金全額をお支払いいただきます。

第 6 条（貸衣裳等の受渡しと返却）

貸衣裳等の受渡しは、ご契約時に店頭または指定場所への配送のいずれかの方法を選択いただきます。ご返却も同様です。なお、指定場所への配送およびご返却はいずれも有料です。

第 7 条（サービス内容の変更）

1. 当社は、本契約締結後であっても、天災地変・暴動その他当社の関与し得ない理由によりサービスの提供が不可能になった場合において、円滑なサービス実施を図るためやむを得ないときは、お客様に予めご説明のうえサービス内容を変更する場合があります。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後にご説明いたします。
2. 前項に基づく変更によりサービス代金に変更が生じる場合は、その差額を当社から返金するか、お客様に追加でお支払いいただきます。
3. 当社は、本条 1 による場合を除き、本契約締結後におけるサービス代金の変更は一切いたしません。

第 8 条（契約の解除）

1. ご契約者ご本人様からのお申し出により、下表の取消料をお支払いいただく事によって、いつでも本契約を解除することができます。

取消料	契約解除のお申し出日	A 群商品・C 群商品	B 群商品
	ご利用日の31日前まで	無料	無料
	ご利用日の30日前以降ご利用の11日前	サービス代金の20%	サービス代金の50%
	ご利用日10日前以降ご利用日の前々日	サービス代金の50%	サービス代金の80%
	ご利用日前日および当日	サービス代金の100%	サービス代金の100%

2. 契約の解除のお申し出は、当社の営業時間内にご来店又はお電話にてお受けいたします。なお、お申し出日が定休日の場合は、翌営業日を解除のお申し出日とさせていただきます。
3. お客様は、次の各号のいずれかに該当する場合は取消料なしで本契約を解除できます。

- (1) 当社がおお客様に対し、第4条に記載の書類をお渡しできなかったとき。
 - (2) 当社の責に帰すべき事由によりサービスの実施が不可能になったとき。
4. おお客様が次の各号の一つに該当する場合は、当社は何らの通知催告を要せずに本契約を解除することができるものとします。この場合に、おお客様が損害を被ったときは、当社は一切の賠償の責を負いかねます。また、当社が損害を被ったときは、当社はおお客様に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。
- (1) おお客様が第5条に規定する期日までにサービス代金を支払わず、当社が当該支払を確認できない場合
 - (2) おお客様の故意・過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはおお客様が本約款に違反した場合もしくは、違反していることが明らかになった場合
5. 当社は、当社の関与し得ない事由によりサービスの提供が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとみなされた時は本契約を解除する場合があります、この場合、すでに収受しているサービス代金のうち、未着手の部分については全額払い戻しいたします。

第9条（貸衣裳等の変更）

ご契約者ご本人様からのお申し出により、ご利用日の11日前までは、貸衣裳等の変更を無料といたします。ご利用日の10日前以降の貸衣裳等の変更は、1回につき、3,000円（税込）の変更料をお支払いいただきます。

第10条（貸衣裳等の事前使用）

お申込みいただいた貸衣裳等をご利用日以外に、次の各号の理由等によってご使用の場合、サービス代金の30%を別途申し受けます。

- (1) 婚礼写真等の事前撮影
- (2) 婚礼・各種催事のリハーサル
- (3) 展示利用
- (4) その他上記各項に準ずるもの

第11条（延長料）

本約款第3条 1 に定めるご利用期間経過後のご返却については、延長料を別途請求いたします。その場合、期間経過1日に付きサービス代金の30%を頂戴いたします。貸衣裳等のご利用が、あらかじめ本約款第3条に定める期間を経過することが判明しているときは、必ず事前にお申し出下さい。

第12条（お客様の責任）

1. お客様には、その故意・過失、法令・公序良俗、当社規定に反する行為により当社が損害を受けた場合、当社の損害を賠償していただきます。
2. お客様には、その故意・過失により貸衣裳等を毀損、汚損、又は滅失させた場合、その損害を賠償していただきます。

第13条（免責）

次の各号に例示するような事由により、契約解除もしくはおお客様が損害を被られた場合におきましては、当社はその責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、暴動又はこれらのために生じるご利用日程の変更またはご利用の中止
- (2) ご利用会場の都合によるサービス提供中止又はこれらのために生じるご利用日程の変更又は利用の中止
- (3) 貸衣裳等の盗難
- (4) その他、当社の関与しえない事由が発生した場合

第14条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、結婚式等の執り行いと、主たる事業に付随するサービス（a. リゾート地における挙式サービス事業、b. ウェディングドレス・タキシード・写真アルバム製造販売事業、c. 写真美容サービス事業、d. 衣裳のレンタル事業、e. 国内店舗における旅行販売事業、f. 結婚関連商品販売事業、g. ウェディング関連教育サービス事業、h. ホテル事業・飲食店事業・国内挙式サービス、i. 事業新商品の提供・アフターサービス）のご提供並びにマーケティング活動および市場動向等の分析のために、お客様の個人情報を利用させていただきます。

2. 前項の定めのほか、お客様の個人情報につきましては、個人情報保護法および当ホテルのプライバシーポリシーに基づき適切に管理いたします。

ホームページ プライバシーポリシー

<https://www.mielparque.jp/policy/privacy.html>

第15条（約款の変更）

本約款は、当ホテルの都合により変更することがあります。変更後の規定の効力の発生時期は、附則に定める日の午前0時からとし、その変更の内容は効力発生時期の遅くとも2週間前までに、当ホテルのホームページにアップしお客様のダウンロードが可能な状態にいたします。

第16条（その他）

1. 本契約、本約款に記載のない事項その他の疑義が発生した場合には、お客様と当社で協議のうえ解決するものとします。

2. 本契約に関する紛争の裁判は、東京地方裁判所を専属的合意管轄といたします。

附則

第1条 この約款は、2018年4月1日から施行します。